

仕 様 書

子育て支援課

No.	品 名	品 番 ・ 規 格 等	数 量	単 価	月 数	金 額	備 考	
1	A E D (自動体外式除細動器)		3台		24		単価 = 3台分月額リース料	
2								
3								
4								
計				合計		(a)		
特記事項	納 入 期 限	令和8年3月31日		予 定 価 格 計 算 書	$(a) \times 1 = (b)$			
	納 入 場 所	特記仕様書のとおり			$(b) \times 1. 1 =$			
	その他条件等				予 定 価 格		円	
					内消費税相当額		円	

特記仕様書

1 品名及び数量

自動体外式除細動器（AED） 3セット

2 納期及び納品場所

納 期 令和8年3月31日（火）まで

納品場所 富谷市役所（子育て支援課） 富谷市富谷坂松田30番地
富谷中央公民館（とみや子育てサロン） 富谷市富谷西沢13
らびっと保育室 富谷市あけの平三丁目14-6

3 賃貸借期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日まで

4 機器仕様書

1 操作性

- ・ 電源スイッチが無く、フタを開けることにより自動的に電源が入る等、操作性が簡便であること。
- ・ 日本語の音声アナウンスによる操作ガイダンスの機能を有していること。
- ・ 日本語版救急蘇生ガイドライン策定小委員会が推奨する文言の音声で操作をガイドすること。
- ・ 音声アナウンスだけでなくディスプレイ（液晶画面）で操作手順を確認できる機能を有していること（音声アナウンスとディスプレイの操作手順が連動していること）。
- ・ 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管可能であること。
- ・ 電極パッドは左右の指定がないものであること。
- ・ 除細動パッドは成人小児共用タイプであること。ただし、各々のパッドがあれば、共用でなくても可とする。
- ・ 電極パッドを貼ることにより、除細動が必要な心電図を自動で解析する機能を

有していること。

- 成人・小児モードの切り替えが可能な機種であること。
- 救助する際に誤操作しないよう、操作ボタンは放電ボタン1つであること。
- 心電図の解析・充電は最短10秒以内に完了すること。

2 セルフテスト

- 毎日、バッテリー・内部電子回路及び電極パッドの期限について、セルフテストする機能を有していること。
- 最大エネルギー（200J）での充電・内部放電によって高電圧回路についてセルフテストできる機能を有していること。
- セルフテストの履歴を装置内に記憶できる機能を有していること。
- セルフテストの結果、ふたを開けることなく使用の可否をランプ等で常時確認できる機能を有していること。
- セルフテストの結果がエラーであった場合、アラーム音にて周囲に知らせる機能を有していること。また、バッテリー・電極パッド・本体のいずれに異常があるのか確認できる機能を有していること。
- 機器使用時の心電図波形およびイベント情報を本体内部に記憶し、データ再生可能であること。
- 機器使用時の心電図波形およびイベント情報を本体内部に3件以上の保存が可能であること。
- 毎日のセルフテスト履歴を装置内に記憶し、データ再生可能であること。

3 バッテリー

- バッテリーは待機状態で契約期間使用可能なものとする。（交換を要する場合、部品代及び交換に要する経費は本調達に含むものとする。）
- バッテリー残量を「%」で本体に表示できる機能を有していること。
- 機器の異常時には、アラーム音と音声ガイドで知らせる機能を有していること。
- リモート監視装置又はオンラインでの管理ができること。
- 設置先に郵送も可とするが、その際は事前に子育て支援課担当あて連絡すること。

4 その他

- 薬事法に基づく承認を受けている機器で、出力波形は二相性波形であること。
また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- 傷病者の体格、状態に応じて変化する抵抗値を自動的に認識し、放電エネルギー量（J）を可変する機能を有していること（抵抗値によって電気ショックを与える電流と時間を可変する機能でも可）。
- パットについて使用期限等設定がある場合は、自動体外式除細動器（AED）を5年間使用した場合に必要とする枚数及び交換に要する経費を含むものとする。
また、パッドについては、耐振動性および防滴性等を有するものとする。なお、小児用パッドも付属するものとして、交換を要する場合は、上記と同様とする。
- 本調達にて導入する自動体外式除細動器（AED）にキャリングバッグ1個を付属すること。
- レスキューセット（蘇生用マウスピース、手袋、安全はさみ、かみそり、吸水性タオル、ペーパータオル）を1セット添付すること。
- 本調達にて導入する全ての自動体外式除細動器（AED）に対して年一回、保守点検を実施し、機器が正常に動作することを確認することとし、また、通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理、交換を行うこと。この場合の期間は賃貸借期間とする（AED 本体にセルフチェック機能があり、定期消耗品の期限前交換、使用時の消耗品補充、万一の際の代替機準備を行うことが可能であれば保守点検の省略を可とする）。
- 障害等不具合や各種問合せについて、24 時間受付可能な窓口を設けること。
（フリーダイヤル等）また、障害等により部品等交換が必要な場合には2営業日以内に訪問し、かつ作業を完了することとし、現地修理を不可能とする場合、代替機を設置しての修理とすること。
- パッド等について、設置先に郵送も可とするが、その際は事前に子育て支援課担当あて連絡すること。

5 その他

- 1 備品の納入にあたっては、市の指定する日時に搬入するものとし、搬出入に関する一切の経費については、納入業者の負担とする。
- 2 納入した物品については、市の指定する場所を開梱のうえ設置するものとし、

梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については、納入業者の負担とする。

3 使用可能な状態で検収を受けること。

また、取扱説明書等により職員に対し、説明指導を行うこと。

4 自動体外式除細動器（AED）の設置に際し、電源の使用及び電源工事は不可とする。

5 その他疑義等生じた場合は、納入業者と市とで協議の上、決定する。